

答申第799号

情公第2267号

令和6年11月13日

神奈川県公安委員会

委員長 規矩 大義 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和4年4月13日付けで諮問された特定案件の取扱いに関する文書不存在の件（諮問第883号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和4年2月8日付け行政文書公開請求に対し、文書不存在を理由に行政文書公開拒否決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年2月8日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別表に掲げる文書（以下「本件公開請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、令和4年2月24日付けで、本件公開請求文書は、作成も取得もしていないことから文書は不存在であるとして、条例第10条第3項の規定に基づく行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和4年3月2日付けで、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び陳述書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) スーパーマーケットやコンビニエンスストアに掲示されていた行方不明となったオカメインコの情報提供を求める手配書には、特定警察署の連絡先が記載されていた。飼育者が、逃げたオカメインコを探しているのであれば、自らの電話番号等を表示すると思う。よって、同署がオカメインコを捜査対象として住民に情報提供を呼び掛けていることは明らかであり、何の文書も作成せずに、このような警察活動をしているとは思われない。
- (2) 特定県では、犬（ドーベルマン）が逃げ出したため、地元警察が捜査に乗り出し、翌日、発見・確保したことを発表している。逃げたオカメインコの

行方を特定警察署が追い、近隣住民に情報提供を求めても不思議ではない。

犬の捜査を行うにあたり、警察は、誰がその旨の決定をするのか、どのような犬の場合そうするのかについて、何らかの基準・規則があるはずであり、それは鳥についても同様であると思われることから特定警察署に何の情報もないとは考えられない。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部会計課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求文書について

本件公開請求文書は、行方不明となったオカメインコの所有者からの要請により、特定警察署が当該オカメインコの公開捜査を実施するに至った決裁文書（以下「決裁文書」という。）、当該オカメインコの公開捜査に係る手配書（以下「本件手配書」という。）、本件手配書を掲示した場所及び本件手配書のカラーの作成枚数が記載された文書（以下「手配関係文書」という。）並びに警察が行う公開捜査の対象となる動物等についての規則及び基準が分かる文書（以下「規則等文書」という。）である。

(2) 本件公開請求文書の不存在について

本件公開請求文書のうち、決裁文書、本件手配書及び手配関係文書（以下「公開捜査文書」という。）については、特定警察署が当該オカメインコの公開捜査を実施又は実施の検討をした場合に作成するものと考えられるところ、特定警察署において当該オカメインコの公開捜査に関して、実施又は実施の検討も行っていないことから、公開捜査文書は作成していないものであり、規則等文書については、行方不明となった動物等の公開捜査を規定した規則及び基準が存在しないことから、実施機関は本件公開請求文書を作成も取得もしていないため不存在であると判断したものである。

(3) 動物を遺失した旨の届出を受けた場合の対応

ア 警察署長は、行方不明となった動物の所有者等から当該動物を遺失した旨の申出があり、遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）第 5 条に基づき遺失届を受理した場合、

(ア) 同規則第7条に基づき当該動物の種類、特徴その他の事項からみて、同一のものと認められる提出物件及び保管物件の有無

(イ) 「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（通達）」に規定する「動物取扱一覧簿」から該当する動物の記載の有無

を確認するとともに、遺失届に係る動物を発見した場合は、遺失者に返還を行っている。

イ 当該動物を発見することができなかった場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定による引取り、又は同法第36条第2項の規定により収容している可能性のある区市等及びその他の市町村の窓口を遺失者に教示し、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を区市等に通報している。

以上のことから、警察は遺失者から動物が遺失した旨の届出を受理した際は、警察が把握している物件及び動物取扱の有無を確認し、該当する動物を発見した場合は遺失者に返還を行い、発見することができなかった場合は遺失者に他機関を教示するにとどまり、遺失した動物の情報提供を呼び掛ける手配書を作成し公開捜査を行うことまでは義務付けられておらず、また、公開捜査をする必要のある動物等を明記している規則、基準等もない。

ウ これを本件についてみると、令和4年2月1日に特定警察署においてオカメインコの所有者から当該オカメインコを遺失した旨の届出を受け、種類、特徴等から同一のものと認められる物件の有無を確認したが、該当する物件は届けられていないことを遺失者へ告げている。また、遺失届の受理に基づく公開捜査文書については作成も取得もしていないことから、不存決定を行ったものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書にコンビニエンスストアに掲示されていた本件手配書の写しを添付し、これによれば特定警察署がオカメインコを捜査対象として住民に情報提供を呼び掛けていることは明らかである旨主張するが、仮に本件手配書のオカメインコと令和4年2月1日に同署に遺失した旨の届出があったオカメインコの特徴が同一であったとしても、同署において本件

手配書を作成した事実はなく、遺失者に対し、搜索のための文書の作成、店舗等への掲示を教示した事実もない。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、本件公開請求において、実施機関の特定警察署がオカメインコの公開捜査を行っていることを前提として、本件公開請求文書の公開請求を行い、実施機関は、本件公開請求文書を作成も取得もしていないため不存在であるとして行政文書公開拒否決定を行っている。

これに対し審査請求人は、特定警察署の連絡先が記載された本件手配書から、同署がオカメインコを捜査対象として情報提供を呼び掛けていることは明らかであり、動物の公開捜査を実施する何らかの基準・規則があるはずである旨主張し、本件処分を取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

実施機関は、特定警察署が当該オカメインコの公開捜査を実施又は実施の検討をした事実、これに関する情報提供依頼の本件手配書を作成した事実はないと説明している。

また、動物を遺失した旨の届出を受けた場合において、警察署長は、当該動物の種類、特徴その他の事項からみて、同一のものと認められる提出物件等の有無を確認するとともに、遺失届に係る動物を発見した場合は、遺失者に返還を行っている。

当該動物を発見することができなかった場合は、引取り又は収容している可能性のある区市等の窓口を遺失者に教示し、遺失者の同意が得られたときは、受理した遺失届に係る情報を区市等に通報している。

したがって、警察は、届出を受けた遺失物件に該当する動物を発見した場合は遺失者に返還を行い、発見することができなかった場合は遺失者に他機関を教示するにとどまり、遺失した動物の情報提供を呼び掛ける手配書を作成し公開捜査を行うことまでは義務付けられておらず、また、公開捜査をする必要のある動物等を明記している規則、基準等もない。

これら実施機関の説明に不自然及び不合理な点はなく、審査請求人の主張を考慮しても、これを覆す事情も見受けられないことから、実施機関が本件公開

請求文書を作成も取得もしておらず、本件公開請求文書が不存在であるとする説明は是認することができる。

よって、実施機関が本件公開請求に対し、文書不存在を理由として行政文書公開拒否決定を行った処分は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

特定警察署による「オカメインコ」公開捜査に係る書面で、以下を含む書面全部

- 1 オカメインコが逃げた、捜してくれという要請がいつあって、誰の決裁で公開捜査となったのかが分かる書面
- 2 人間以外のどのような動物等が公開捜査の対象となるのかが分かる規則・基準
- 3 今回のオカメインコ捜査では、何枚のカラーの手配書が作成され、何箇所スーパー、コンビニに掲示されたかが分かる書面
- 4 スーパー等に掲示されているカラーの情報提供願いの紙（オカメインコの全体写真と特徴が書かれている。）

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 4 月 13 日	○ 諮問
令和 6 年 9 月 20 日 (第242回審査会)	○ 審議
令和 6 年 10 月 18 日 (第243回審査会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年11月13日現在) (五十音順)